

四日市市告示第430号

四日市市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年6月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱（平成30年告示第499号）
一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助金交付申請及び決定) 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は工事請負契約の締結かつ撤去工事の着手の前にブロック塀等撤去費補助金交付申請（第1号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出するものとする。 その提出部数は1部とする。 2及び3 （略）	(補助金交付申請及び決定) 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は工事請負契約の締結又は撤去工事の着手の前にブロック塀等撤去費補助金交付申請（第1号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出するものとする。 その提出部数は1部とする。 2及び3 （略）

附 則

この要綱は告示の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)